

## 多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」デザイン使用取扱要綱

(平成 27 年 5 月 22 日告示第 44 号)

改正 平成 28 年 2 月 10 日告示第 11 号 平成 28 年 10 月 20 日告示第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」のデザイン(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示においてキャラクターとは、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)の規定に基づき平成 27 年 2 月 20 日付、登録第 5743641 号として登録された商標とする。

(使用の申請)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、多古町キャラクター使用許可申請書(別記第 1 号様式)に必要書類を添付し、町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

(使用の許可)

第 4 条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、多古町キャラクター使用許可書(別記第 2 号様式)を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の許可をする場合、必要に応じて条件を付することができる。

(使用の制限)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 多古町(以下「町」という。)の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する個人又は団体あるいは行為に該当する者、又はこれらを利用、支援する等関与する者が、直接的あるいは間接的に使用するとき。又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条(同条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者が使用するとき。
- (6) 特定の個人、商品、企業(法人)、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 町の行事又は町が認めた若しくは支援する事業を推進するうえで支障が生じるおそれがあるとき。
- (8) 前号に掲げるもののほか、キャラクターの使用が不適切と認められるとき。

2 前項各号によりキャラクターの使用を許可しないときは、多古町キャラクター使用不許可書（別記第3号様式）を申請者に通知するものとする。

（使用の期間）

第6条 キャラクター使用期間の限度は、使用を許可した日から当該使用の許可をした日が属する年度の最終日とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項に定める使用期限以降においても引き続きキャラクターを使用する場合は、引き続き使用を開始する日までに、第3条の規定による申請を行い、第4条に規定する許可書の交付を受けなければならない。

（使用料）

第7条 キャラクターの使用料は、当分の間無料とする。

（使用内容の変更）

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた内容を変更しようとするときは、多古町キャラクター使用変更申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用内容の変更を許可するときは多古町キャラクター使用変更許可書（別記第5号様式）を、許可しないときは多古町キャラクター使用変更不許可書（別記第6号様式）を通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を得た用途のみに使用し、付した条件に従わなければならない。

(2) 別に定める多古町キャラクターデザインマニュアルに従わなければならない。

(3) 販売を目的とする商品に使用する場合は、消費者に対し町が製造又は販売する商品であると誤認されるおそれがないようにしなければならない。加えて、キャラクターがその商品をあたかも推奨しているような印象を消費者に与えてはならない。

(4) 販売を目的とした物品にキャラクターを使用する場合は、物品の安全性及び品質の確保に努め、使用者が全ての責任を負うものとする。又、物品に関する関係法令を遵守しなければならない。

(5) キャラクターを使用して作成した完成品を町長に提出又は提示しなければならない。ただし、提出又は提示が困難な場合は、確認ができるものをもって代えることができる。

(6) キャラクターを用いて、商標権、意匠権、著作権等知的財産に関する自己の一切の権利を新たに設定若しくは登録してはならない。

(7) 許可によって生ずる権利及び義務を第三者に貸与又は譲渡してはならない。

(8) キャラクターの使用に起因した事故、知的財産権の侵害をはじめとする諸問題が生じないようにしなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは使用許可を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき及び使用の許可に際し付した条件に違反し又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、許可を取消すことが適当だと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により許可を取消したときは、多古町キャラクター使用許可取消書(別記第7号様式)により通知するものとする。

3 前項に定める通知を受けた者(以下「許可取消者」という。)は、通知を受けた日以降、許可を受けて製造した物品又はサービスを販売、提供、配布、譲渡、掲示、使用等してはならない。

4 許可取消者は、町長から許可を受けて製造した物品の回収又は廃棄指示を受けた場合は、自己の責任と負担において速やかにこれを行わなければならない。

(責任の所在)

第11条 使用者及び許可取消者は、キャラクターの使用に起因して生じた問題に対して、自己の責任を持って速やかに対処するものとし、町は損害賠償、損失補償等一切の責任を負わない。

(賠償責任)

第12条 使用者及び許可取消者は、キャラクターの使用に起因して生じた問題により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年2月10日告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年10月20日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

多古町キャラクター使用許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

多古町キャラクター使用許可書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 5 条関係)

多古町キャラクター使用不許可書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 8 条関係)

多古町キャラクター使用変更申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 8 条関係)

多古町キャラクター使用変更許可書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

多古町キャラクター使用変更不許可書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 10 条関係)

多古町キャラクター使用許可取消書

[別紙参照]